

eClear 契約履行保証及び手数料細則 Ver 1.0

eClear 契約履行保証及び手数料細則（以下「本細則」という。）は、eClear 一般規約（以下「本規約」という。）が定める当社による本サービスの提供にあたって、利用者において必要となる契約履行保証及び手数料について定めるものである。なお、本細則に定めるもののほか、本細則上で使用される用語の定義は、本規約に定める。

第1条 （定義）

次に掲げる各用語は、本細則において次に定める意味を有する。

- (1) 「受渡済電力量」とは、既履行の受給電義務にかかる個別契約に定める受給済みの電力量をいう。
- (2) 「受渡前電力量」とは、未履行の受給電義務にかかる個別契約に定める受給すべき電力量をいう。
- (3) 「現在エクスポージャー」とは、受渡前電力量の全部又は一部が含まれる個別契約に関するその時点のネット値差リスク及び受渡済電力量のうち電力量料金（JEPX 渡しの場合の個別契約に規定された電力量料金単価と JEPX スポット市場における価格対象エリアにおける JEPX スポット価格との差額（以下「差額精算金額」という。）を含む。）の全部又は一部の支払いが完了していない個別契約に関するその時点のネット品代リスクの総額であり、随時、当社所定のモデルにより日本円で算出される金額をいう。
- (4) 「現在ネット値差リスク(先物)」とは、反対取引が先物取引である個別契約のみを対象とした現在のネット値差リスクをいう。
- (5) 「想定最大エクスポージャー」とは、利用者の締結済個別契約に関する、想定最大ネット値差リスク及び想定最大ネット品代リスクの総額をいう。
- (6) 「想定最大ネット値差リスク(先物)」とは、反対取引が先物取引である個別契約のみを対象とした場合のネット値差リスクの想定金額であって、随時、当社所定のモデルにより日本円で算出される金額のうち、最も大きな金額をいう。
- (7) 「想定最大ネット品代リスク」とは、ネット品代リスクの想定金額であって、随時、当社所定のモデルにより日本円で算出される金額のうち、最も大きな金額をいう。
- (8) 「想定最大ネット値差リスク」とは、ネット値差リスクの想定金額であって、随時、当社所定のモデルにより日本円で算出される金額のうち、最も大きな金額をいう。
- (9) 「締結済個別契約」とは、利用者が締結済みの個別契約をいう。
- (10) 「取引可能金額」とは、利用者について、取引極度額から想定最大エクスポージャーを減じた金額をいう。
- (11) 「取引可能金額(先物)」とは、反対取引が先物取引である個別契約のみを対象とした取引可能金額をいう。
- (12) 「取引極度額」とは、利用者について、当社が本保証人と協議の上決定する個別契約によって取引可能な金額の総額をいう。
- (13) 「取引極度額(先物)」とは、取引極度額のうち、反対取引が先物取引である個別契約のみを対象として当社が独自に決定する金額をいう。
- (14) 「ネット品代リスク」とは、利用者が受電者となる場合において、利用者が当社から受電した電力量に対する電力量料金（差額清算金額を含む。）を支払わないことにより、当社が損失を被るリスクを、全ての個別契約でネットティングしたものをいう。
- (15) 「ネット値差リスク」とは、(i)利用者が給電者となる場合において、当社に対して各個別契約に定める受給すべき電力量の給電を行わず、又は、(ii)利用者が受電者となる場合において、当社から各個別契約に定める受給すべき電力量の受電を行わない場合、当社が市場取引によって同等のポジションを再構築

する際に損失を被るリスクを、全ての個別契約でネットイングしたものをいう。

- (16) 「ネット値差リスク(先物)」とは、反対取引が先物取引である個別契約に関して、当該反対取引構築に際して当社が損失を被るリスクを、全ての当該個別契約でネットイングしたものをいう。
- (17) 「被保全債権」とは、当社と利用者間で締結し又は将来締結される全ての個別契約（新規個別契約に限られない。）に基づき当社が利用者に対して有する現在又は将来の電力売買代金支払債権（当社が反対給付としての電力供給義務を履行済みのものに限る。）及び本規約**第13条第5項**に定める清算金支払債権
- (18) 「被保全債務」とは、被保全債権に係る債務をいう。
- (19) 「本保証人」とは、当社が指定する金融機関をいう。

第2条 （ポスティング手続）

1. 利用者は、ポスティングを行う前に、当社に対して、当該ポスティングにかかる新規個別契約が締結されたと仮定した場合における利用者の想定最大エクスポージャー（反対取引が先物取引の場合は、利用者の想定最大エクスポージャー及び想定最大ネット値差リスク(先物)の双方）が、取引極度額（反対取引が先物取引の場合は極度取引額及び取引極度額(先物)の双方）の範囲内にあることが見込まれるかの確認（以下「残額確認」という。）を求めることが出来る。利用者から当社に対して残額確認の要求があった場合、当社は残額確認の結果を利用者に対して通知するものとする。
2. 利用者は、反対取引が取引相手方との間で成立することが合理的に見込まれる場合、当社に対してポスティングを行う。この場合、当社は、利用者からポスティングを受領し、反対取引が成立することが合理的に見込まれることを確認した後に、新規個別契約およびそれに対応する反対取引について残額確認を実施する。当該残額確認の結果、新規個別契約締結後の利用者及び取引相手方の想定最大エクスポージャー（反対取引が先物取引の場合は、想定最大エクスポージャー及び想定最大ネット値差リスク(先物)の双方）が取引極度額（反対取引が先物取引の場合は、取引極度額及び取引極度額(先物)の双方）の範囲内にあることが確認できた場合、当社は利用者に対してポスティングを承諾する旨の通知を行うことができ、利用者が当該通知を受領することをもって新規個別契約が成立する。なお、利用者は、ポスティングを行った後、当社の事前の承諾なしにポスティングの取り消しを行う事は出来ないものとする。また疑義を避けるために付言すると、当社は利用者から当該ポスティングを受けた場合において、これを承諾する義務を負うものではない。
3. 利用者によるポスティング及び当社による当該ポスティングを承諾する旨の通知は、電話、電子メール、チャットツール若しくはその他のコミュニケーション手段、又は eSquare Live 上で行われるものとする。
4. 当社及び利用者間で、前四号に基づき新規個別契約として合意した内容に従って、eClear 電力受給個別契約 契約内容控え（テンプレート）(<https://support.enechain.co.jp/hc/ja/articles/7568141880857-eClear%E9%96%A2%E9%80%A3%E6%9B%B8%E9%A1%9E>)が当社より発行される。
5. 当社又は利用者が本条とは異なる手続きでポスティング及び新規個別契約締結を行う場合には、当社及び利用者間でその方法を協議した上で、別途両当事者間で合意するものとする。

第3条 （履行保証）

1. 当社は、利用者の想定最大ネット品代リスク又は想定最大ネット値差リスクが現実化することによって当社が損失を被るリスクを低減するために、被保全債権について、本保証人による根保証（以下「履行保証」という。）の設定を受けることができる。
2. 当社は、被保全債権を利用者に対して請求可能である場合には、本保証人に対して保証債務の履行を求めることができる。この場合、利用者はこれに必要な一切の協力を行うものとする。
3. 利用者は、本保証人が当社に対し、履行保証にかかる被保全債務の一部又は全部の支払い（本保証人が利用

者の保証人として当該支払いを行う場合及び第三者弁済を行う場合を含むがこれらに限られない。)を行うことに異議を述べず、当該支払いが行われた場合には、当該支払いによって本保証人に対して負う求償債務を履行することに同意する。

4. 利用者は、当社のため、当社が満足する本保証人以外の金融機関による履行保証（以下「代替履行保証」という。）を提供し又はその他の代替措置（預託金の差入れを含むがこれに限られない。代替履行保証とあわせて、以下「代替信用補完措置」という。）を提供することができる。利用者が当社のために代替履行保証を提供する場合、当該代替履行保証の内容が当社の指定する条件を満たす限りにおいて、その金額が取引可能金額に加算されるものとする。また、代替信用補完措置を提供する場合、その取り扱いについては当社と利用者間で別途合意するものとする。
5. 利用者は、各履行保証又は代替信用補完措置のいずれを先に使用するか、その全部又は一部を使用するか、どの部分を先に使用するか等、それらの使用の方法及び時期等については、当社の完全かつ自由な裁量によることに同意し、一切の異議を申し立てない。また、当社は、被保全債務に不履行がある場合であっても、各履行保証又は代替信用補完措置の使用を義務づけられるものではない。

第4条 （ポジションレポート）

1. 当社は、毎営業日 18:00 以降、翌営業日 09:00（日本時間）までの間に、電子メールなどの手段で、eClear アカウントを開設している利用者に対して次項に定めるポジションレポートを送付するものとする。但し、当社が必要と判断した場合は、本項に定めた時間帯以外にも利用者に対してポジションレポートを送付できるものとする。
2. ポジションレポートは以下の内容を含むものとする。
 - (1) 受渡前電力量が存在する個別契約の一覧
 - (2) 受渡前電力量の現在価格（当該営業日 18:00 時点）
 - (3) 当該営業日 18:00 時点の取引極度額、想定最大エクスポージャー及び取引可能金額（月別）
 - (4) 当該営業日 18:00 時点の取引極度額(先物)、想定最大ネット値差リスク(先物)及び取引可能金額(先物)（月別）
 - (5) 受渡前電力量の手数料単価指標（**第7条第2項**に規定する。）の一覧

第5条 （特種取引）

1. 本項第1号及び第2号の要件をすべて満たす利用者を「特種対象者」とする。
 - (1) 利用者が次のいずれかの格付け要件を満たしている、又は利用者の完全親会社が次のいずれかの格付け要件の1ノッチ以上上の格付を取得している企業であること。なお、格付けは新規個別契約締結日の09:00（日本時間）時点で Bloomberg で公表された最新のものを基準とする。
 - ① JCR 長期発行体格付の A-以上であること
 - ② R&I 発行体格付の A-以上であること
 - ③ S&P 長期発行体格付の BBB 以上であること
 - ④ Moody's 長期発行体格付の Baa3 以上であること
 - ⑤ Fitch 長期発行体デフォルト格付の BBB 以上であること
 - (2) 以下の各判定に抵触しないこと。
 - ① （利用者が給電者の場合）
いずれかの締結済個別契約（利用者が給電者となるものに限る。）の受給期間に属する各月において、当該締結済個別契約に定める供給すべき電力量の総和が、当該月の一年前の各応当月における利用者の発電量の総和（以下「発電実績」という。）を超過しないこと。

② (利用者が受電者の場合)

いずれかの締結済個別契約(利用者が受電者となるものに限る。)の受給期間に属する各月において、当該締結済個別契約に定める受給すべき電力量の総和が、当該月の一年前の各応当月における利用者の販売需要量の総和(以下「需要実績」という。)を超過しないこと。

発電実績及び需要実績は、新規個別契約の締結日の直前における資源エネルギー庁の公表する電力調査統計に記載の利用者の実績を使用して計算する(電力調査統計に各応当月における利用者の発電実績又は需要実績の記載がない場合、当該応当月における発電実績又は需要実績は零とみなす。但し、当社は、利用者の発電実績に応じた卸売取引及び需要実績に応じた仕入取引に対応して、当該応当月における発電実績の10%を需要実績、需要実績の10%を発電実績とみなすことができるものとする。)。なお、利用者が他社の販売又は調達を請け負っている場合など、利用者に当該電力調査統計に反映されない電力取引の実績がある場合等には、当社が当該実績を個別に考慮し、発電実績又は需要実績に代えて実績に即した電力量を参照する場合がある。

2. 利用者又は取引相手方の双方又は一方が特種対象者であり、かつ、当社及び利用者との個別契約並びにその反対取引の双方が国内又は国外の商品先物取引所を利用しない取引である場合、特種対象者が締結する個別契約に基づく取引の反対取引の取引相手方が締結する個別契約は「特種取引」とする。なお、個別契約が特種取引に該当する場合、当該個別契約締結後に発行される eClear 電力受給契約 契約内容控えに、当該個別契約が特種取引に該当する旨が記載される。
3. 反対取引の取引相手方の個別契約が特種取引に該当する場合、それに対応する利用者の個別契約は以下の点において本規約及び本細則(本条を除く。)に基づく取引と異なるものとする。
 - (1) 利用者の想定最大ネット品代リスク及び想定最大ネット値差リスクを算定する際にネットティングの対象とならない。
 - (2) 当該個別契約にかかる利用者によるポストイング及び当社による承諾プロセスにおいて残額確認が不要となる。
 - (3) 当該個別契約が本規約**第13条第1項乃至第3項**等に基づき解除された場合、当社及び利用者は相互に個別契約に基づく当該解除に伴う何らの責任も負わない。但し、本規約**第13条第5項**の利用者が清算金を支払う義務(但し、当該個別契約について同項に基づき発生した解除に伴う清算金は各個別契約ごとに算出されるものとし、当該清算金以外の清算金の計算からは除外されるものとする。)及び同条**第7項**に定める利用者の損害賠償義務については、免責されない。
4. 利用者の個別契約が特種取引に該当し、反対取引の取引相手方が特種対象者である場合、当該個別契約は以下の点において本規約及び本細則(本条を除く。)に基づく取引と異なるものとする。
 - (1) 当該個別契約の反対取引が本規約**第13条第1項乃至第3項**等に基づき解除された場合、当該個別契約は当該解除と同時に当然に終了する。なお、特種取引については、**第13条第3項**の規定は適用されない。
 - (2) 前号に基づき個別契約が終了した場合、当社は利用者に対して個別契約に基づく当該解除に伴う何らの責任も負わない。但し、本規約**第13条第5項及び第7項**に定める義務については、当社は、解除された反対取引の取引相手方である特種対象者から、当該反対取引及び本規約**第13条第1項乃至第3項**等に基づく解除の事由に関連して、当社が取引相手方から現に支払いを受けた限度において、本規約**第13条第5項及び第7項**に定める義務が発生するものとする。

第6条 (現在ネット値差リスクの変動及び中間清算)

1. 本サービスの提供において、市況の変動等により利用者の(i)現在エクスポージャーに当社の定める一定のバッファーを加算した金額が取引極度額を上回った場合、又は、(ii)反対取引が先物取引の場合は、現在ネット

値差リスク(先物)に当社の定める一定のバッファーを加算した金額が取引極度額(先物)を上回った場合、当社は、利用者に対して、**第3条第4項**に従って追加の代替信用補完措置(以下「追加信用補完措置」という。)の提供を求める権利を有するものとする。

2. 当社が追加信用補完措置を求める場合には、可能な限り事前に、利用者に対して、追加信用補完措置の提供期限並びに必要な追加信用補完措置の内容及び金額を明記した書面(電子メール等を含む。)により通知を行う。
3. 追加信用補完措置が前項の期限までに提供されなかった場合、当社は、その裁量によって選択した受渡前電力量の全部又は一部が含まれる個別契約(以下「中間清算対象個別契約」という。)について、受渡前電力量に対応する電力量料金(以下「中間清算原契約価格」という。)とその時点の受渡前電力量に対応する市況価格(以下「中間清算市況価格」という。)の差額を清算(以下「中間清算」という)することができる。中間清算の実施手順は以下の通りとする。
 - (1) 当社が中間清算対象個別契約を選定する。
 - (2) 受渡前電力量について中間清算対象個別契約中の中間清算原契約価格を中間清算市況価格に変更する。
 - (3) 受渡前電力量にかかる中間清算原契約価格と中間清算市況価格との差額について、当社が利用者に請求書を発行し、利用者は当社に対し、10営業日以内に支払を行うものとする。
4. 中間清算市況価格として参照する価格は株式会社 enchain が発表する enchain カーブとする。

第7条 (手数料)

1. 利用者は、個別契約で発生する電力量料金(差額清算金額を含む。)とは別に、当社に対して本サービスを利用することの対価として手数料(以下「手数料」という。)を支払うものとする。手数料の単位は1円とし、その端数は四捨五入する。疑義を避けるために付言すると、利用者が給電者の場合であっても、利用者は手数料を支払う義務を負う。
2. 手数料の単価(以下「手数料単価」という。)は、個別契約に記載された金額とする。
3. 個別契約の受給期間中の手数料の単価指標(以下「手数料単価指標」という。)は、**第14条**に定めるポジションレポートに記載されるものとする。利用者は、本サービスを利用して新規個別契約を締結する際には、最新のポジションレポートに記載される手数料単価指標に基づく手数料単価が適用されることに同意するものとし、当該手数料単価に異議を述べないものとする。
4. 手数料の支払いは以下の定めに従うものとする。
 - (1) 当社は、手数料単価に各個別契約に定められた各月の契約電力量の合計を乗じて手数料を算出し、その金額を記載した請求書を毎月月末締めで利用者に対して発行する。利用者は翌月第8営業日までに当社指定の銀行口座に振り込みにより手数料を支払うものとする。振込手数料は利用者負担とし、消費税等相当額も含めて支払うものとする。なお、支払日が銀行法に基づく休業日にあたる場合、前営業日が支払期日となる。
 - (2) 請求内容に疑義が生じた場合、当社と利用者は協議の上合意し、その後速やかに請求及び支払い手続きを行うものとする。
 - (3) 本細則及び個別契約において、「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。
 - (4) 支払いが所定の期日までに行われない場合、利用者は支払期日の翌日から支払日までの期間について、請求額に対して年率14%の延滞料金(単利)を支払うものとする。延滞料金の計算は、年365日の日割計算で行い、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

第8条 (個別契約・本細則の変更)

1. 当社は、自らが必要と判断した場合、利用者の承諾を得ることなく、本細則の追加、変更又は削除（以下、本条において「変更等」という。）を随時行うことができる。なお、変更等を行う場合には、当該変更等の内容を管理者に対して事前に通知するものとするが、変更等が利用者に不利益を与えるものではないときは、事前の通知は不要とする。
2. 締結済みの個別契約については、契約締結時点における本細則の内容が参照されるものとし、それを変更する場合には、当社及び利用者が記名押印又は署名した別途書面により変更契約を締結するものとする。